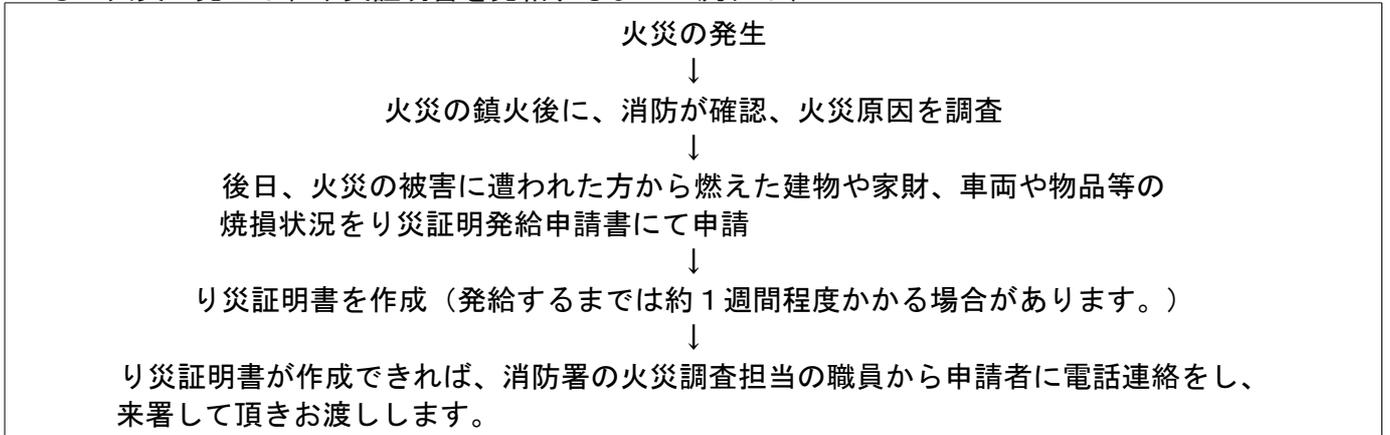


り災証明発給申請書

- り災証明書とは、火災で建物や家財、車両、物品等が燃えたとき、火災に遭われたことを消防が証明する書類です。
- り災証明書は、消防職員が火災現場を確認していないと発給できません。
- 火災が発生し、り災証明書を発給するまでの流れは、



となっています。

り災証明発給申請時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ り災証明発給申請は、消防署で日時、時間を問わず受付しています。（365日24時間受付しています。） ○ 発給手数料は無料です。 ○ 本人確認が必要となるため、郵便による申請は原則行いません。 ○ 申請者は申請される方の住所、氏名、電話番号を記入してください。 ※火災に遭われた方の住所、氏名、電話番号ではありません。 ○ 申請には印鑑が必要です。 ※認印でも構いません。 ※火災により印鑑が焼失している場合にはサインでも構いません。 ○ また、り災証明書は個人情報のため、申請されても発給できる方は決められています。 【発給できる方】 ☆火災の被害に遭われた本人、その配偶者、同居親族、血族2親等以内の親族 ☆代理の方が申請に来られる場合には、り災者本人（被害に遭われた方）に直筆で委任欄の委任者住所及び委任者氏名に、記入して頂いてください。 ○ 官公署から申請があった場合には、こちらから官公署の代表番号へ電話連絡をした後、担当者を確認することができれば、り災証明書を発給します。
り災証明書発給時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ り災証明書を取りに来てもらった際にも印鑑が必要です。 ※認印でも構いません。 ※火災により印鑑が焼失している場合にはサインでも構いません。 ○ 発給時に申請者の身分の確認が証明できるものを持参してください。 ※免許証、保険証、マイナンバーカード、パスポート等（できれば顔写真付きが好ましい）を持参してください。 ※免許証等で確認ができない場合には、住民票や戸籍謄本が必要になる場合があります。 ○ 保険会社の方は社員証、免許証を持参してください。